

北広島町告示第5号

北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成30年1月25日

北広島町長 箕野 博司

1 業務概要

- (1) 業務名：北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務
- (2) 業務内容：北広島町まちづくり拠点施設基本計画・基本設計・実施設計業務実施要領のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から平成31年2月末日まで

2 参加資格及び評価基準

- (1) 技術提案書を提出できる者（以下「提出者」とする。）の資格要件は次のとおり。
 - ア 単体企業の場合
 - (ア) 広島県及び北広島町から指名停止措置を受けていない者であつて、広島県内に本社又は支社・営業所を有し、北広島町競争入札参加者資格に登録されている者であること。
ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生又は更生手続開始決定を受けている者は、この限りではない。
 - (エ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - (オ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していない事。
 - イ 設計共同体の場合
 - (ア) 設計共同体で、今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。
 - (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。

- (ウ) 代表構成員及び構成員は、アの(ア)から(エ)に掲げる条件をすべて満たすものであること。
- (エ) 構成員が単体企業又は、他の設計共同体の構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (2) 技術提案書の提出者を選考するための評価基準
別紙1「技術提案書の提出者を選考するための基準」のとおり。
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
別紙2「技術提案書を特定するための基準」のとおり。

3 手続き等

- (1) 担当課
〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地
北広島町教育委員会生涯学習課ふるさと夢プロジェクト係
電話 050-5812-1864 (生涯学習課直通)
- (2) 交付方法
北広島町ホームページからのダウンロード
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所、提出方法
提出期限 平成30年2月14日(水)午後5時15分まで
提出場所 (1) 担当課に同じ
提出方法 持参または郵送による
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所、提出方法
提出期限 平成30年3月15日(木)午後5時15分まで
提出場所 (1) 担当課に同じ
提出方法 持参または郵送による

4 その他

- (1) 契約書作成要否 要
- (2) 関連情報を入手するための紹介窓口 上記3(1)に同じ
- (3) 詳細は、実施要領等による。